



地域支援センター「みみらんど・郡山」

平成28年度 きこえとことばの基本研修会



第2回①「個別の教育支援計画と合理的配慮」

8月24日(水)、第2回きこえとことばの基本研修会が行われ、阿部敬子教諭による「個別の教育支援計画における合理的配慮について」の講話がありました。



合理的配慮とは・・・

「障害者の権利に関する条約」において、
・ 障害による差別をなくすこと
・ 障害を理由に教育制度一般から排除されないことなどが明記され、
個人に必要な合理的配慮が提供されることが位置づけられている。

誰が：学校の設置者及び学校が、必要かつ
適当な変更・調整を行う

どのような：障がいのある子供に対し、その
状況に応じて、個別に必要と
されるもの

どの程度の：体制面、財政面において、均
衡を失した又は過度の負担を
課さないもの

＜学校教育における合理的配慮の視点＞

- ・ 個別に対応する配慮
- ・ 環境に応じた配慮
- ・ 障がいのある子、ない子双方に公平な配慮
- ・ 「平等」と「公平」に基づく配慮の提供
- ・ 将来につながる配慮



＜決定にあたって＞

- 学校と本人及び保護者が、可能な限り
合意形成を図る。
- 現在必要とする合理的配慮か。
- 学校・家庭・地域の連携は図れるか。

年齢や発達段階、学習状況、
健康状態等を考慮して！！

個別の教育支援計画・・・

一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、ライフステージに応じた一貫した支援を行うために作成し、活用するツール。

○聴覚障がいにおける合理的配慮の具体例○

- ・ 補聴器等の効果的な活用
- ・ 机、いす等の移動時のノイズの軽減
- ・ 緊急時の安全確保
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用 etc.

合理的配慮を記載することで、
ライフステージが変化しても、これ
までの支援を継続することができる。

☆参加者がグループに分かれ、事例から合理的配慮を話し合う演習を行いました。

＜参加者の感想＞

- 合理的配慮についての基本的な考え方について、あいまいな捉えを整理することができました。
- どうしても、自分が思う・・・という点が強くなってしまうので、いろいろな関係者と意見交換する事が大切ですね。